

議案第 19 号

北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成 22 年 2 月 23 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 30 号アの表手数料の額の欄を次のように改める。

手数料の額	
	7, 000 円
	14, 000 円
	24, 000 円
	31, 000 円
	58, 000 円
	78, 000 円
	235, 000 円
	420, 000 円
	777, 000 円

第 2 条第 1 項第 31 号ア中「8, 000 円」を「12, 000 円」に改め、同号イ中「4, 000 円」を「5, 000 円」に改め、同項第 3

2号の表手数料の額の欄を次のように改める。

手数料の額	
	14,000円
	17,000円
	24,000円
	35,000円
	59,000円
	82,000円
	208,000円
	331,000円
	666,000円

第2条第1項第33号中「9,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。